竜王町商工会

物価高騰・価格転嫁対応策　中小企業広告宣伝助成金　実施要領

１．目的

中小企業は、原材料費・エネルギー費・人件費等物価高騰の影響を受け、利益確保が難しくなっている。このような状況で、商品・サービス等への価格転嫁は大きな経営課題となっている。適正な利益確保のため、中小企業が商品・サービス等を消費者・取引先等に周知する広告宣伝の取組に対し助成することにより、事業者支援を行うことを目的とする。

２．対象事業者

本会会員または竜王町商工会地域で事業を行う事業者のうち、

中小企業基本法に定められた中小企業

３．助成対象内容

 （１）広告宣伝費

 物価高騰・価格転嫁対応策として広告宣伝に取組む費用

　　　 事業例：消費・取引喚起を目的としたセールの広告・装飾等実施に対する直接経費。

販促パンフレット・ポスター・チラシ印刷、ポスティング等。展示会出展費。

　　　　　　　販促カタログの外注や発送。新聞雑誌等への商品・サービスの掲載・折込。

　　　　　　　試供品（販売用商品と明確に異なるもの）。販促品（商品・サービスの広告宣伝

が掲載されているもの）。郵送によるDMの発送。

ウェブサイト関連費（商品販売のための動画作成・ウェブサイト作成・更新、

インターネットを介したDMの発送、インターネット広告、バナー広告、SNSに係る経費）

　　　　※対象外事業例：商品・サービスの宣伝広告を目的としないもの。

人件費、広告看板などハードと判断されるもの。

慣例的な名刺、年賀状、新聞広告等。金券・商品券。

会社名・店舗名のみPRするもの。会社案内、求人広告。

消耗品費（インク、紙等）。振込手数料。

４．助成対象期間

令和７年６月１日～令和７年１１月２８日

※実施日、請求日、領収日のすべてが対象期間内のものが対象。

※ただし、予算に達し次第受付終了。

５．助成金額

上限１０万円

補助対象経費の１０分の１０（千円未満切捨）

※実際に支払い完了した経費（税抜き）の範囲内で助成します。

　※助成金の交付は、同一の事業者につき、年度内１回限り

６．応募方法

助成を希望される方は、助成金交付申請書(様式１)に下記（１）～（４）を添えて商工会長に提出する。

（１）必要経費の明細が記載された請求書等

（２）支出を証明できる書類（クレジット支払は、通帳から支出されているもの）

（３）実施事業がわかる写真（成果物を含む）、チラシ、パンフレット、情報誌等の実績が確認できるもの

（４）申請時チェックリスト

【受付期間】令和７年６月１日～令和７年１１月２８日※ただし、予算に達し次第受付終了

【受付場所】竜王町商工会館（メール・郵送での申請不可）

７．採択方法

①.応募申込書等による書類審査を実施後、会長が採択の可否を決定する。

②.申請書類は、先着順に受付し審査会で決定。予算額に達し次第終了とする。

③.予算額　２４０万円

④.採択者には本会より決定通知を送付後、指定金融機関の口座へ送金する。

８．助成の取り消し

次のいずれかに該当するときは、助成金の交付決定を取り消すとともに、既に交付された助成金については、その返還を求める。

①.提出書類に虚偽の記載があったとき

②.助成金交付の条件に違反したとき

③.助成事業の実施について不正行為があったとき

④.法令違反などの反社会的行為が明らかになったとき

９．その他応募に係る注意事項

①.応募された書類等は返却しない。

応募にかかる一切の費用については、応募者自身の負担とする。なお、本助成事業は、予算額の枠内で実施する事業であるため、当該事業の応募申込書等を提出されても、必ず採択されるものではない。

②.採択となる場合でも、助成金額を減額する場合がある。

③.同一の事業内容で、「小規模事業者持続化補助金」など「行政・商工会等からの補助金・助成金」を受けている場合は、助成の対象外とする。

１０．実施の時期

　当実施要領は令和７年６月１日より実施する。